

別表1（第3条、第8条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助 の額	5 間接交付 主体	6 間接 補助率	7 間接補助事業 の重要な変更
果樹カメムシ類緊急防除支援事業	生産者、JA、 生産組織	令和6年に大量発生した果樹カメムシ類の被害を防ぐために実施された追加防除に要する経費。 ただし、補助対象となる要件等は別表2に示すとおりとする。	県の補助金額以上	市町村	1/3	補助金の増額

※令和6年7月から同年産収穫までの期間に係る事業に要した経費について対象とする。

別表2

1 対象品目・面積	2 散布対象期間	3 対象となる薬剤	4 散布回数	5 事業費上限額（10a 当たり）
5アール以上の面積があり、果樹カメムシ類用の追加防除を実施した梨、柿等の果樹園	令和6年7月から 同年産収穫まで	殺虫剤	2回	4,500円